

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 7 年 6 月 23 日	
佐賀県知事 殿	
提出者 住 所 佐賀県伊万里市松島町100-1 氏 名 黒木建設株式会社 取締役社長 黒木祐一郎 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0955-22-7111	
産業物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	黒木建設株式会社
事業場の所在地	佐賀県伊万里市松島町100-1
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合建設業
②事業の規模	6,350,000,000
③従業員数	102人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	排 出 量	し	t
	(これまでに実施した取組)		
	各工事現場の産業廃棄物発生量を最小限に行うように取り組んだ。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	排 出 量	し	t
	(今後実施する予定の取組)		
	内容を把握し再利用できる分は、再利用し廃棄物の発生量を抑制する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ISOの環境方針に準じ管理している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各現場でISOの環境方針に基づき、管理を徹底する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・廃棄物の分別を徹底し、再生利用率を高める。 ・委託処理業者の適切な選定。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・廃棄物の分別を徹底し、再生利用率を高める。 ・委託処理業者の適切な選定。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「 」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第2面)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項																	
①現状	【前年度（令和 6年度）実績】																
	産業廃棄物の種類	紙くず	がれき類	プラスチック類	電器・家電製品	金属くず	木くず	繊維くず	建築汚泥	炭酸ガス発生物	可燃性油類	有害な油類	廃石膏ボード	蛍光灯	廃石膏等	その他産業廃棄物	計
	排 出 量	27,220 t	8,542.488 t	13,300 t	60,250 t	13,791 t	1,075.238 t	0.350 t	8,540 t	41,250 t	30,072 t	16,380 t	49,386 t	0.100 t	0.650 t	0.020 t	0.010 t
②計画	【目標】																
	産業廃棄物の種類	紙くず	がれき類	プラスチック類	電器・家電製品	金属くず	木くず	繊維くず	建築汚泥	炭酸ガス発生物	可燃性油類	有害な油類	廃石膏ボード	蛍光灯	廃石膏等	その他産業廃棄物	計
	排 出 量	24,000 t	7,688.000 t	12,000 t	54,000 t	12,000 t	967.000 t	0.300 t	7,600 t	37,000 t	27,000 t	14,000 t	44,000 t	0.090 t	0.580 t	0.015 t	0.008 t

(第3面)

①現状															
【前年度（令和 年度）実績】															
産業廃棄物の種類	紙くず	がれき類	ガラス、セラミック等 破砕品及び粉じん	腐食性スラック	金属くず	木くず	繊維くず	建設汚泥	有害な燃焼残渣物	有害な溶融残渣物	有害な化学物質等の含有物	陶石含ホーダ	蛍光灯	塵石綿等	その他（※）
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	-	t	t	t	t	t
②計画															
【目標】															
産業廃棄物の種類	紙くず	がれき類	ガラス、セラミック等 破砕品及び粉じん	腐食性スラック	金属くず	木くず	繊維くず	建設汚泥	有害な燃焼残渣物	有害な溶融残渣物	有害な化学物質等の含有物	陶石含ホーダ	蛍光灯	塵石綿等	その他（※）
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	-	t	t	t	t	t

ト 6. とうきょう産業座買物の「買付整理」に関する事項

	【前年度（令和 年度）実績】															
①現状	産業廃棄物の種類	紙くず*	がれき類	ガラス・プラスチック等	金属くず*	木くず*	繊維くず*	建設汚泥	表土・掘削土等の物	埋立土留土等の物	電気機器等の物 （資源品等）	暖房器具等	蛍光灯	廃石綿等	その他有害な廃棄物	不燃物等
	自ら回収を行った 産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	-	t	t	t	t	t	t
	市町村等施設により収集した 産業廃棄物の量	L	L	L	L	L	L	L	L	L	L	L	L	L	L	L
②計画	【目標】															
	産業廃棄物の種類	紙くず	がれき類	ガラス・プラスチック等	金属くず*	木くず*	繊維くず*	建設汚泥	表土・掘削土等の物	埋立土留土等の物	電気機器等の物 （資源品等）	暖房器具等	蛍光灯	廃石綿等	その他有害な廃棄物	不燃物等
	「自ら回収を行う 産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	-	t	t	t	t	t	t
	「市町村等施設により収集する 産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	-	t	t	t	t	t	t

様式第二号の八(第八条の四の五関係51紙)

(第 4 · 5 面)

自ら行う産業廃棄物の処理処分又は海産投入処分に関する事項

	【前年度（令和一年度）実績】																
(1)現状	産業廃棄物の種類	紙くず	がれき類	プラスチック類 ポリスチレン系樹脂等	発泡プラスチック	金属くず	木くず	繊維くず	建設汚泥	炭素を含む粉体物	ガラスを含む粉体物	化学合成材料の残渣	腐食性液体・固体物質	蛍光灯	電線ケーブル等	その他有害な資源物等	不燃ごみ
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	-	t	t	t	t	t	t
(2)計画	【目標】																
	産業廃棄物の種類	紙くず	がれき類	プラスチック類 ポリスチレン系樹脂等	発泡プラスチック	金属くず	木くず	繊維くず	建設汚泥	炭素を含む粉体物	ガラスを含む粉体物	化学合成材料の残渣	腐食性液体・固体物質	蛍光灯	電線ケーブル等	その他有害な資源物等	不燃ごみ
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	-	t	t	t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

[illegible]

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

統括責任者	所属: 工事部		土木部長
廃棄物担当	組織名: 工事部		各部長
	組織人数: 各部担当者5名		
役割	・ 廃棄物処理に関する検討 ・ 廃棄物処理に関する各事項の承認、決定 ・ 廃棄物処理計画の作成 ・ 廃棄物管理に把握と改善 ・ 委託契約の締結 ・ 社員、協力会社に対する教育、研修		
廃 棄 物 管 理 組 織 土木部長 業務部 住宅部 工事部 嬉野支店 土木グループ 建築グループ			

産業廃棄物の処理の工程

